

☑️ このようなサインは、認知症の可能性が 있습니다

◎職場での変化

- 作業に手間取ったり、ミスが目立つようになる
- 仕事の仲間や取引先の相手の名前が思い出せなくなる
- 新しい仕事が覚えられなくなる
今までできていたことができなくなる
- 約束の時間を間違えたり、忘れることが多くなる
- パソコン、電話機、コピー機、ATM等の操作が困難になる など

◎生活の変化

- 物を探していることが多くなる
- お金の計算や漢字の読み方が分からなくなる
- 料理が手際よくできなくなる、同じものを何度も買ってくる
- 知っているはずの場所で道に迷ってしまうことがある
- 車の運転が適切にできなくなる
- 身だしなみに無頓着になる など

今の職場で、できるだけ長く働きたい

認知症と診断されても、体調が安定していれば、必ずしも辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中でできるだけ長く働けるよう、職場の理解を得ましょう。

- 環境を整えたり配置転換してもらい、本人に合った仕事をする
上司や人事担当者、産業医と話し合う。産業保健総合支援センターに相談する。
- ジョブコーチに入ってもらい、本人の状況に応じたサポートを受ける
ジョブコーチの派遣を障害者職業センターに相談する。
- 障害者雇用制度の利用を視野に「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」を取得する
市町村の障害福祉担当課に相談する。

退職したけれど、まだ働きたい

働くことで、やりがいや生きがいを見つけることができます。

- 障害者就労支援
公共職業安定所（ハローワーク）
障害者就業・生活支援センター
- 障害者福祉サービスによる就労支援
就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所など
（市町村の障害福祉担当課に相談）

当事者や家族同士で交流したい

本人や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちを分かり合え、安心できる場所があります。

- 若年性認知症の人と家族のつどい「なのはな」
- 全国若年性認知症家族会
- 認知症カフェ など
- 認知症の人と家族の会山形県支部
市町村の介護保険担当課
地域包括支援センター



早期発見・早期治療が大切です

■治療により改善する場合があります

- ・正常圧水頭症や硬膜下血腫、甲状腺疾患によるものなど、早期の治療により症状が改善する場合があります。

■初診日が重要です

- ・初診日から6ヶ月が経過すると、精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。
- ・初診日から1年6ヶ月が経過すると、障害年金の申請ができます。
- ・障害厚生年金を受給するには**在職中の受診**が必要です。

■進行を遅らせる治療ができます

- ・早期の治療やリハビリ、生活習慣の改善によって進行を遅らせることができます。また、家族の介護負担を減らすことができます。

■今後の生活の設計を立てることができます

- ・初期の段階であれば、本人が病気を理解し家族などと相談することによって、その後の生活に備えることができます。

経済的な支援制度や、介護・福祉サービスを利用したい

- 医療費の減免：自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養制度
市町村の障害福祉担当課、医療保険・介護保険担当課
- 傷病手当金
全国健康保険協会、職場の人事部等
- 雇用保険の失業給付
公共職業安定所（ハローワーク）
- 障害年金
市町村の国民年金担当課、年金事務所各共済組合
- 子どもの就学支援
在学中の学校、市町村の社会福祉協議会（生活福祉資金）
- 住宅ローン
ローン契約金融機関
- 生命保険の支払い
ご加入の保険会社
- 障害福祉サービス（サービスを利用するときには障害支援区分の認定が必要です）
市町村の障害福祉担当課
- 金銭管理や福祉サービスの利用援助
市町村の社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）
- 成年後見制度の利用
地域包括支援センター、家庭裁判所
- 介護保険サービス（40歳以上で、認知症と診断されると申請できます）
市町村の介護保険担当課
- 病院のデイケア
通院している病院にデイケアなどがあれば利用できます

